

青森県教育委員会第731回定例会会議録

期 日 平成21年12月16日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について	
議案第1号	学校職員の人事について……………	原案決定
議案第2号	学校職員の人事について……………	原案決定
その他	緊急新規高等学校卒業予定者就職対策について	
その他	職員の懲戒処分の状況について	

平成21年12月16日(水)

- ・開会 午後3時30分
- ・閉会 午後4時05分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治(教育長)
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
相坂譲、坂本雄大

会 議

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 細越理事・教育次長)

県議会第260回定例会に提出された、「青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案」、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、「平成21年度青森県一般会計補正予算(第3号)案」及び「平成21年度青森県一般会計補正予算(第4号)案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして、処理したので、同意した議案の内容を含めて報告する。

はじめに、1の「青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

この条例案は、教育長の期末手当の支給割合を、一般職の職員に準じて引き下げるものである。

改正の内容としては、平成21年12月以降の12月期支給割合を1.70月分から1.60月分へ、また、平成22年6月以降の6月期支給割合を1.60月分から1.45月分へそれぞれ引き下げるものである。

なお、改正後の条例は、平成21年12月1日に施行されているが、平成22年6月以降の支給割合に係る改正は、平成22年4月1日から施行するものである。

次に、2の「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてであります。

この条例案は、平成21年10月9日付けの青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告等に鑑み、職員の給与を改定するものである。

本年の給与改定の主な内容は、「職員の給与に関する条例」関係では、として、「初任給を中心とした若年層を除いて、給料月額を引き下げること。」、「自宅に係る住居手当を廃止すること。」、三番目として「期末・勤勉手当の支給割合を、年間で4.4月分から4.1月分へと0.3月分引き下げること。」、四番目として「義務教育等教員特別手当の支給限度額を15,900円から11,700円へと引き下げること。」となっている。

次に、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」関係である。平成1

8年度に給与構造の見直しによる給与月額を引き下げに伴う現給保障のための経過措置の算定基礎額を100分の99.76を乗じて得た額に引き下げること。

これは例にあるとおり、高等学校教諭50歳の場合、17年度の給与月額、いわゆる18年3月31日現在の給与月額は423,300円で、21年度の給与月額は413,400円になるが、これまで、18年3月31日現在の423,300円を保障していたわけであるが、この保障額をさらに0.24引き下げて、先ほど説明したとおり423,300円×99.76/100で422,284円までしか保障しないということである。

次に、附則関係であるが、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、例にあるとおり、給料月額、教職調整額、住居手当を合算して443,232円であれば、これに100分の0.24をかけ、さらに8をかける。かけることとなる「8」は、4月から11月までの8か月分ということである。この計算式で得られる8,510円と6月期の支給期末・勤勉手当の額である932,190円×0.24/100で2,237円となり、これらを合わせた10,747円を12月の期末・勤勉手当から減じて支給するということである。

以上のようにそれぞれを引き下げて支給するという内容の条例改正である。

次に、3の「平成21年度青森県一般会計補正予算（第3号）案」についてである。

今回の補正予算の歳出予算額は、10億1,580万円の減額となっている。先ほど説明した給与改定の差額分、その他の精査した額を調整したうえで、所要額を計上いたしております。

次に、4の「平成21年度青森県一般会計補正予算（第4号）案」についてである。

資料の教育指導費に10,000千円の事業があるが、このトータル額10,000千円を変えるということではなく、その内訳である報償費等を2,503千円減額し、備品購入費等2,503千円を増額するという補正であり、同じように文化財保護費においても行うものであり、トータルとして事業費の増減はない。

なお、補正第3号及び補正第4号を既決予算額と合計いたしますと、補正後の歳出予算額は、1,485億1,631万5千円となり、一般会計予算総額の19.5パーセントを占めることとなる。

（鈴木委員長）

何か意見、質問はあるか。

なければ、報告第1号は了解した。

議案第 1 号 学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 2 号 学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

そ の 他 緊急新規高等学校卒業予定者就職対策について
(事務局説明 小林参事・学校教育課長)

平成 22 年 3 月新規高等学校卒業予定者の 11 月末現在の就職内定率は 60.0 パーセントで、昨年と同じ時期に比べ 10.5 ポイント減少している。

このような厳しい雇用状況において、生徒の就職促進のため、会議資料の「2 概要」に記載している支援を緊急に実施することとした。

1 つ目として、就職指導支援員の配置である。各高校の就職指導業務において、就職情報のデータ処理、生徒への情報提供など、教員の補助を行う就職指導支援員を、来年 1 月から、就職内定率が低いなど、特に支援を要する県立高校に対し、1 名ずつ配置し、就職指導の充実を図る。

2 つ目として、教員の企業訪問及びハローワークへの生徒の引率であるが、1 つ目の取組である就職指導支援員の配置を受け、校長のリーダーシップの下、就職未内定者の受験先が少しでも確保できるよう、教員が一丸となって今まで以上に企業訪問を実施する。さらに、就職未内定者がハローワークで就職相談をする際、教員が引率し、生徒とともに指導を受けることで、適切な就職指導を行うこととし、これらの活動に要する経費を支援する。

3 つ目として、教員向けの研修の実施である。来年 2 月に開催される青森県高等学校教育研究会進路指導部会就職部会において、生徒の心のケアや意識啓発のための研修を実施し、教員の就職指導力の向上を図る。

なお、新規高等学校卒業予定者の就職支援については、昨日開催された第 3 回青森県緊急雇用対策本部においても、知事部局、青森労働局や、経済団体の方々と協議したところであり、県教育委員会としては、引き続き、関係団体と連携し、就職促進に向け取り組んでいく。

(田村教育長)

今年度就職状況が厳しくなるということは、年度当初からわかっていたことであり、各学校の校長を先頭に企業訪問を実施してきたところである。ある学校では校長、教頭、教諭などにより県内を含めて 50 を超える企業を訪問し、そのうち 30

を超える企業から求人があったところであり、様々な取組を行っている。しかしながら、先ほど説明したとおり就職内定率は60パーセントということで昨年に比べて減少している。実際、内定率が50パーセントに届かない学校が30校を越えていることから、県教育委員会としては一人でも多くの生徒の内定を年度内に得るため、先ほど学校教育課長が説明した対応をとることとしている。

就職指導支援員を配置することにより、教職員が生徒により力を注ぐことができるようになるのではないかと期待している。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(島委員)

就職指導支援員についてであるが、具体的にはどのような経歴、キャリアを持つ人を考えているのか。

また、全体で何人くらいの配置を考えているのか。

説明の中に「知事部局との連携」という話があったが、知事部局で予算措置も含めて予定している対策があるのかについて説明をお願いします。

(小林参事・学校教育課長)

まず、就職指導支援員についてであるが、できれば就職に関してベテランに来てほしいと考えているが、数も限られてしまうため、就職指導支援員については特別の資格を定めているわけではない。

次に数であるが、10月末現在で未内定者が10名以上の学校が50校あるが、ここに優先的に配置したいと考えている。

「知事部局との連携」であるが、これまでも、知事部局と連携しながら、県内経済団体へ「求人拡大要請」や、早めの求人活動の取組を要請する「早期求人活動推進ローラー作戦」などを実施してきた。

今後については、県教育委員会では、年度末まで、先程説明したような支援を行うが、県商工労働部では、ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを増員し、相談支援の強化に努めるということである。

平成22年4月からは、県商工労働部において、就職に結びつけるための資格取得を重要視し、一つとして、働きながら資格取得・スキルアップができる事業の構築する。二つ目として、新規学卒者の雇用促進事業の実施などを検討している。

県教育委員会では、引き続き、知事部局と連携しながら、より効果的な就職支援を進めていく。

(鈴木委員長)

どのような人が就職指導支援員になるのかももう少し具体的に説明をお願いする。例えば、県庁から派遣するのか、これから募集するのかなどである。

(小林参事・学校教育課長)

人員については、ハローワークを通して募集することとしている。

また、条件としては特別な資格が必要ということはなく、広く募集することとしている。

(島委員)

確認であるが、就職指導支援員が就職に対しての経験がある人というよりは、教師が生徒の就職活動に力を注ぐため、そのサポートをするということであるのか。

(小林参事・学校教育課長)

そのとおりである。進路指導・就職指導教員の補助を役割としており、これにより教員が時間的に余裕ができ、生徒一人一人の就職指導に時間及び労力を費やすことができる。

(橋本理事・教育次長)

各学校において就職指導するという観点から行くと、実際の就職先の開拓を行えるような人材が望ましいが、すべてそのような人材が見つかるということは考えられない。そこで、就職指導支援員が補助することにより教員が企業訪問などにも時間が割くことができるようになるため、一体として取り組んでいきたい。

(鈴木委員長)

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

11月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。